８　租税特別措置法第66条の８第６項に規定する適格組織再編成が行われた場合の「⑱―⑲　⑳」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併等が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日の属する事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度又は配当連結事業年度に係る「㉒」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度又は配当連結事業年度に係る「㉒」の欄の金額に租税特別措置法施行令第39条の19第12項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合又は同令第39条の119第11項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合を乗じて計算した金額を記載すること。

９　内国法人が租税特別措置法第66条の９の４第７項から第９項まで（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）若しくは同条第12項において準用する同法第66条の８第６項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の４第７項から第９項まで（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）若しくは同条第11項において準用する同法第68条の92第６項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

別表十七㈣の記載要領第１号中「第66条の４第６項」を「第66条の４第５項」に、「第66条の４第15項」を「第66条の４第14項」に改め、同第11号中「第66条の４第６項」を「第66条の４第５項」に改める。

別表十八の記載要領第四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第42条の10第５項」を「若しくは第42条の10第５項」に、「若しくは第42条の11第５項」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号において「平成22年改正法」という。）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第５項」に改め、「平成18年法律第10号」の次に「。以下この号において「平成18年改正法」という。」を加え、「される同法」を「される平成18年改正法」に、「場合又は」を「場合若しくは」に改め、「規定する使途秘匿金の支出がある場合」の次に「又は前連結事業年度に同法第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（同法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第68条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額）、第68条の12第７項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）、第68条の13第４項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額）若しくは第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）若しくは平成22年改正法附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）若しくは平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）の規定等の適用がある場合若しくは租税特別措置法第68条の67第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合」を加え、「同事業年度」を「前事業年度」に、「合計額又は」を「合計額若しくは」に改め、「「８」の外書の金額の合計額」の次に「又は前連結事業年度の別表一の二㈠「５」の外書の金額及び「10」の外書の金額の合計額のうち当該普通法人に帰せられる金額若しくは別表一の二㈢「５」の外書の金額及び「８」の外書の金額の合計額のうち当該普通法人に帰せられる金額」を加える。

別表十八の二の記載要領第五号中「令第155条の47第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の19第２項から第６項まで（連結中間申告）若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の47第１項」に改める。

別表十八の二付表一の表を次のように改める。